

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子・父子家庭医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大河原町は、母子・父子家庭医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

宮城県 大河原町長

公表日

令和8年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子・父子家庭医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>母子・父子家庭の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成と福祉の増進をはかるため、大河原町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例に基づき、大河原町に居住地を有する母子・父子家庭世帯の医療費の一部を助成している。法令等に基づき申請、届出の受理、審査及び確認に関する事務を適切に遂行するため、特定個人情報ファイルを次の業務に使用する。</p> <p>①受給資格登録申請の受理及び審査に係る業務 ②受給資格更新申請の受理及び審査に係る業務 ③受給資格変更・喪失届出の受理及び確認に係る業務 ④医療費助成申請の請求、審査及び確認に係る業務 ⑤受給者への認定その他支給に関する処分についての通知に係る業務</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	1. 母子・父子家庭医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子・父子家庭医療費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項 2. 番号法第19条6号 3. 大河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div><div><選択肢></div><div>1) 実施する</div><div>2) 実施しない</div><div>3) 未定</div></div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第9号 情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 大河原町総務課 0224-53-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 大河原町子ども家庭課 0224-53-2251
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<div> <div></div> <div>基礎項目評価書</div> <div></div> </div>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div></div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</p>	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを徹底している。</p>

9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、社会保障・税番号制度および情報セキュリティの研修受講を推奨している。 また、庁内で漏えい等の事案が発生した際等には、再発防止策の周知の実施及び必要に応じて内部監査の実施を行うこととしている。 これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。	

変更箇所

[illegible]